別　表

指　名　停　止　基　準

|  |  |
| --- | --- |
| 停　　止　　要　　件 | 期　　　　間 |
| （虚偽記載）１　町の発注する契約に係る競争入札の執行の際に提出させる競争入札参加資格申請書（添付書類を含む）その他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。（過失による粗雑な契約履行）２　町と締結した契約（以下この表において「町発注契約」という。）の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。３　道内における契約で前項に掲げるもの以外のもの（以下この表において｢一般契約｣という）の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。（契約違反）４　第２項に掲げる場合のほか、町発注契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）５　町発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。６　一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。（安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故）７　町発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。８　一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。（贈賄）９　次の（1）、（2）又は（3）に掲げる者が、町の職員に対して行 | 当該認定をした日から１箇月以上　６箇月以内当該認定をした日から１箇月以上　６箇月以内当該認定をした日から１箇月以上　３箇月以内当該認定をした日から２週間以上　４箇月以内当該認定をした日から１箇月以上　６箇月以内当該認定をした日から１箇月以上　３箇月以内当該認定をした日から２週間以上　４箇月以内当該認定をした日から２週間以上　２箇月以内 |
| 停　　止　　要　　件 | 期　　　　間 |
| った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(1）　資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下｢代表役員等｣と総称する。）。（2）　資格者の役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）を代表する者で（1）に掲げる者以外のもの（以下｢一般役員等｣という。）。1. 資格者の使用人で（2）に掲げる者以外のもの（以下｢使

用人｣という。）。10　次の（1）、（2）又は（3）に掲げる者が、道内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（1）　代表役員等（2）　一般役員等（3）　使用人1. 次の（1）、（2）又は（3）に掲げる者が、道外の他の公共機

　関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（1）　代表役員等（2）　一般役員等1. 使用人

（独占禁止法違反行為）12　町発注契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下｢独占禁止法｣という。）　第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。13　道内において、業務に関し独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。1. 道外において、業務に関し独占禁止法第３条又は第８条第１

項第１号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。（競売入札妨害又は談合）15　町発注契約に関し、資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。16　資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道内における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。17　資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道外における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（建設業法違反行為）18　町発注工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。19　前項に掲げる場合のほか、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（不正又は不誠実な行為）1. 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行

為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。21　前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から１２箇月以上 ２４箇月以内９箇月以上 １８箇月以内６箇月以上 １２箇月以内当該認定をした日から６箇月以上 １８箇月以内４箇月以上 １２箇月以内２箇月以上 　６箇月以内当該認定をした日から４箇月以上 １２箇月以内２箇月以上 　６箇月以内１箇月以上 　３箇月以内当該認定をした日から９箇月以上 １８箇月以内当該認定をした日から４箇月以上 １８箇月以内当該認定をした日から３箇月以上 １２箇月以内当該認定をした日から９箇月以上 ２４箇月以内当該認定をした日から４箇月以上 ２４箇月以内当該認定をした日から２箇月以上 １２箇月以内当該認定をした日から２箇月以上 ９箇月以内当該認定をした日から１箇月以上 ９箇月以内当該認定をした日から１箇月以上　１２箇月以内当該認定をした日から１箇月以上 　９箇月以内 |